

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	上野学園短期大学
設置者名	学校法人上野学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
	音楽科	夜・通信			10	10	7	
	専攻科	夜・通信			8	8	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/affirmation.html

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	上野学園短期大学
設置者名	学校法人上野学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員	令和7年6月27日から、4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	財務・ガバナンス・教育（国際教育）
非常勤	会社役員	令和7年6月27日から、4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	財務・教育（国際教育）
(備考) 学外者である理事を3名以上配置しているが、上記では一部を記載。			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上野学園短期大学
設置者名	学校法人上野学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義要旨(シラバス)の記載内容 授業科目の履修対象、形態、単位数、担当教員、概要、到達目標、授業計画、事前事後学習の内容と所要時間、フィードバック方法、成績評価、テキスト、オフィスアワー、アクティブ・ラーニングの有無、学位授与の方針との関連を記載している。 ・講義要旨(シラバス)の作成過程 翌年度に開講される授業科目について、12月末までに、短大事務部から担当教員に講義要旨(シラバス)作成を依頼する。専用の用紙又はデータにて作成された講義要旨(シラバス)を提出してもらい、短大事務部にて体裁を整え、FD委員会により依頼を受けた担当教員以外の第三者による内容のチェックを行う。 ・講義要旨(シラバス)の作成・公表時期 作成された講義要旨(シラバス)は、当該年度4月にホームページにて公表する。 	
授業計画書の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/aboutus/education/course.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>講義要旨(シラバス)に、各授業担当教員の成績評価に対する考えを示している。出席がその授業回数の3分の2に達していない場合は、その科目の評価を受ける資格を失い、単位が修得できなくなる。</p> <p>(クラス授業)</p> <p>授業の試験等の成績や受講態度によって、学習目標の内容の理解度に基準を設け、A+、A、B+、B、B-、C、Dの7段階で評価している。A+～Cは合格、Dは不合格となる。</p> <p>(専門実技レッスン授業)</p> <p>専門実技の評価点数については、各試験の審査員により提出された試験採点の最低点と最高点をカットし、その平均点に、平常点(レッスン受講態度等)を加味して総合的に評価する。A+、A、B+、B、B-、C、Dの7段階で評価し、A+～Cは合格、Dは不合格となる。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	

<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学習達成度を測る指標として、GPA制度を導入している。成績評価のGPは、A+=4.0、A=3.5、B+=3.0、B=2.5、B-=2.0、C=1.0、D=0 となっている。GPAには学期GPAと累計GPAの2種類がある。</p> <p>(GPAの算定対象となる科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価を受けた卒業要件に参入される全ての授業科目 ・英語の外部資格試験の点数によって成績を得た授業科目 <p>(GPAの算定対象とならない科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評語による成績評価の出ない授業科目 ・履修取消をした授業科目 <p>1. 学期GPA <u>(当該学期に評価を受けた科目のGP×当該科目の単位数)の合計</u> 当該学期の総履修登録単位数</p> <p>2. 累計GPA <u>(在学全期間に評価を受けた科目のGP×当該科目の単位数)の合計</u> 在学全期間の総履修登録単位数</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/record_basis.html
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>以下の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。 ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。 ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。 ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。 ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。 <p>専攻科では、以下の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に修了証書を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽の背景にある文化、社会、歴史を理解していること。 ・理論と技能を通して音楽表現を探究できていること。 ・教育現場やビジネスで展開できる主体的な課題解決スキルを備えていること。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	上野学園短期大学
設置者名	学校法人上野学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html
財産目録	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html
事業報告書	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html
監事による監査報告(書)	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/donation.html

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/evaluation.html
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/evaluation.html
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html)
(概要) 本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。(上野学園短期大学学則第 1 章第 1 条)
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html)
(概要) 以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。 ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。 ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。 ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。 ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。 ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。 専攻科では、以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に修了証書を授与する。 ・音楽の背景にある文化、社会、歴史を理解していること。 ・理論と技能を通して音楽表現を探究できていること。 ・教育現場やビジネスで展開できる主体的な課題解決スキルを備えていること。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html)
(概要) 学則第 1 条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。 ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目を専門教育科目と同等に重視する。 ・専門実技の個人レッスンを、週 50 分と設定し、グループレッスンも導入している。 ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。 ・1 年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。 ・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1 年次生の必修科目）を設定している。

<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。 ・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。 <p>専攻科では、ディプロマ・ポリシーにおける3つの資質、能力を身に付けるために、以下の方針で教育課程を編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般教育科目に芸術の歴史、哲学、教育に関する科目を配置し、教養ある人材を育成する。 ・専門教育科目に専門実技と各種アンサンブル科目を備え、実技に打ち込める環境を整えている。 ・課題解決を通して社会参画するための実践的なアウトリーチ科目を配置している。
<p>入学者の受入れに関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html)</p>
<p>(概要)</p> <p>上野学園短期大学の教育基本概念は、建学の精神「自覚」にある。これを基盤として、本学では以下のような志のある学生を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自覚」の精神をもって、自らの感性と個性を大切に人。 ・2年間で、人間力を培い、社会に貢献する人。 ・専攻科進学、大学3年次編入、留学を目指す人 ・中学校音楽科教員、音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会）の資格取得を目指す人。 ・音楽教室の教師を目指す等の音楽教育の裾野を広げる仕事に興味がある人。 ・生涯学習として音楽を学び、生き甲斐のある生活を送る人。 <p>専攻科では、音楽を中心とした教養を基盤にして、人間力を高め、社会参画する意思のある人を求めている。求める学生像は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽や音楽文化に豊かに関わりたい人。 ・音楽表現を探究し、実技を極めたい人。 ・音楽を通して他者とつながり、協働して課題解決に当たろうという意思のある人。

②教育研究上の基本組織に関すること

<p>公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/organization.html</p>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
—	—	3人	3人	1人	0人	0人	7人
—	—	3人	3人	0人	0人	0人	6人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		49人					49人

各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/teacher/
c. F D (ファカルティ・ディベロップメント) の状況 (任意記載事項)	

④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
音楽科	50人	38人	76%	100人	72人	72%	人	人
専攻科	10人	2人	20%	20人	6人	30%	人	人
合計	60人	40人	66%	120人	78人	78%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
音楽科	24人 (100%)	7人 (29%)	14人 (58%)	3人 (13%)
専攻科	3人 (100%)	0人 (0%)	1人 (33%)	2人 (33%)
合計	27人 (100%)	7人 (26%)	15人 (56%)	5人 (18%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>授業科目について、履修対象、形態、単位数、担当教員、概要、到達目標、授業計画、事前事後学習内容と所要時間、フィードバック方法、成績評価、テキスト、オフィスアワー、アクティブ・ラーニングの有無、学位授与の方針との関連を記載した講義要旨（シラバス）を当該年度4月にホームページに記載している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>講義要旨（シラバス）に、各授業担当教員の成績評価に対する考え（試験、課題、主体的な授業態度の比率等）を示している。A+、A、B+、B、B-、C、Dの7段階で評価しA+～Cは合格、Dは不合格となる。卒業の認定に関する方針の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。専攻科については所定の62単位を取得し本学の課程を修了した上で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の要件を満たし審査に合格した場合に学位が授与される。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>学科名</th> <th>卒業又は修了に必要な となる単位数</th> <th>GPA制度の採用 (任意記載事項)</th> <th>履修単位の登録上限 (任意記載事項)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>音楽科</td> <td>62単位</td> <td>有・無</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専攻科</td> <td>62単位</td> <td>有・無</td> <td>単位</td> </tr> </tbody> </table>	学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)		音楽科	62単位	有・無	単位		専攻科	62単位	有・無	単位
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)											
	音楽科	62単位	有・無	単位											
	専攻科	62単位	有・無	単位											
GPAの活用状況（任意記載事項）	公表方法：														
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)	公表方法：														

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/campus/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
音楽科	(1年次)	1,100,000円	200,000円	330,000円	
	(2年次)	1,100,000円	円	500,000円	
専攻科	(1年次)	1,100,000円	200,000円	440,000円	
	(2年次)	1,100,000円	円	440,000円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>学生委員（教員）が学修に関する問題、生活に関する諸問題、経済問題、課外活動、進路変更を含む休学・退学等の身上に関する問題について、適切な助言・指導を行っている。</p> <p>卒業後の進路指導については、キャリア支援センターが、一般企業への就職、資格を活かした教員、音楽療法士での就職、進学（本学専攻科、大学3年次編入学、留学）に対応している。</p>
b. 進路選択に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>必修授業科目「初年次プログラム」において、キャリア教育を行っている。キャリア形成の考え方、進学先（本学専攻科、大学3年次編入学、留学）について理解し、自己のキャリア観を明確にすることを目標としている。</p> <p>教職課程や音楽療法士養成教育課程では、実習を通して職業意識を持たせている。実習後の振り返り指導では、資格職に就くための具体的な教育を行っている。</p>
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>学生の心身健康維持のため、医務室と学生相談室がある。医務室看護師を中心に、緊急時体制を整えている。</p>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/aboutus/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F213310104204
学校名 (〇〇大学 等)	上野学園短期大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人上野学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		一人 (0) 人	一人 (-) 人	11人 (-) 人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(人)	(人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(人)	(人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(人)	(人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0人	一人	
区分外 (多子世帯)	0人	0人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				11人 (-) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	人	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人	0人
計	人	0人	0人	一人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。